

交通政策基本法及び国土強靱化基本法の改正案 概要

趣旨

- 国内交通網は、地域における企業の立地や地域内・地域間の交流等の促進に資するものであり、とりわけ、**高速交通網**については、一部の路線・区間の**採算性が低い**としても、適切な整備・輸送サービスの提供が行われないと、若年層の流出等を招き、地方における**地域社会の維持・発展に影響**を及ぼす恐れがある。
- また、災害が頻発・激甚化する中、**国土強靱化**の観点から、大規模な災害が発生した場合においても**交通の機能が維持**され、社会・経済活動が持続可能となるよう必要な施策を講ずる必要がある。
- このような状況に鑑み、**交通政策基本法**と**国土強靱化基本法**との連携を図りながら、施策を推進していくことが重要である。

第一 交通政策基本法の改正

- 基本理念に以下の内容を追加。
 - ・ **人口の減少に対応**しつつ**地域社会の維持及び発展に寄与**するものとなるようにすべきこと。
 - ・ **国土強靱化**の観点を踏まえ我が国の**社会経済活動の持続可能性**を確保すること。
- 国は、少子高齢化の進展、人口の減少その他の社会経済情勢の変化に伴い、国民の交通に対する**需要が多様化し、又は減少する状況においても**、国民が移動を円滑に行うことができるようにすべきことを明記。
- 国は、国民が安全にかつ安心して公共交通機関を利用することができるようにするため、**公共交通機関**に係る旅客施設及びサービスに関する**安全及び衛生の確保の支援**その他必要な施策を講ずるものとする。
- 国が地域の活力の向上に必要な施策を講ずる目的として、**地域社会の維持及び発展**を図ることを明記するとともに、そのために必要な施策として**基幹的な高速交通網の形成及び輸送サービスの確保**を追加。
- 国が運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展のために行う施策として、**人材の確保の支援**を追加。

第二 国土強靱化基本法の改正

- 前文に**台風、局地的な豪雨**を大規模自然災害等の例示として追加。
- 基本方針を以下のとおり改正。
 - ・ 国家及び社会の重要な機能の例示として**交通**を追加
 - ・ **地域の活力の向上**が図られることを明記

施行期日：公布の日